

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 本間 としえ

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立
- 2 福祉防災の鍵は地域コミュニティ
- 3 教育・防災の両面から学校のバリアフリー化を
- 4 水害における被災家屋認定調査の官民連携（損保会社）の
推進による迅速な認定について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No. 7
	午前10時35分	

項目別質問内容

<p>1. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立</p> <p>わが国では2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になり、大半が85歳以上の高齢者で一人暮らしの割合が増えていくと見込まれています。公明党は認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせるよう、施策の永続性を担保する基本法の制定をいち早く提唱し、当事者の声を聴きながら一貫してリードして実現へ動いてきました。公明党は2015年3月には衆院予算委員会で基本法制定を提案しました。その後、党独自の骨子案や、それをベースにした自民、公明の与党案の取りまとめ、野党への協力呼び掛けなどを経て、先の国会では、公明党を含む超党派による議員立法で6月14日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立。施策の推進に向けて、国には本人や家族らの意見を反映させた基本計画の策定を義務付け、自治体での計画策定を努力義務としました。認知症基本法では、国や自治体が行き組みを進める上で、認知症の人や家族の意見を聴くように明記。基本的施策として、国民の理解増進や社会参加の機会確保などが盛り込まれています。今までの認知症の方への考え方を転換し、人権重視の新しい認知症観を導く法律といえます。</p> <p>多摩市としても各地の先進的な事例も参考に、基本法に基づく取り組みの具体化が進むよう力を尽くしていきたいところです。</p> <p>上記を踏まえ以下質問致します。</p>
<p>(1) 認知症基本法の基本理念と国・地方公共団体の責務等について、多摩市はどのように捉えていますか。</p>
<p>(2) 政府は、認知症施策推進基本計画を策定し、都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画策定を努力義務としています。</p> <p>基本的施策として以下8項目上げられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人に関する国民の理解の増進等 ・認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 ・認知症の人の社会参加の機会の確保等 ・認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 ・相談体制の整備等 ・研究等の推進等 ・認知症の予防等 <p>多摩市では高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中に認知症施策を位置づけているため、無駄のない計画の在り方が求められますが、多摩市として認知症施策の計画策定をどのように進めていきますか。</p>
<p>(3) 認知症基本法が成立して重要な事は、認知症の人の意見を聴くことは勿論ですが、家族の意見を聴くことも重要です。多摩市ではどのように当事者の意見を聴き対応していきますか。</p>
<p>(4) 2022年に全国の警察に届け出があった認知症の行方不明者は、過去最高の1万8709人（前年比1073人増）だったことが警察庁のまとめで分</p>

項目別質問内容

<p>かりました。統計を取り始めた2012年（9607人）から毎年増加しており、この10年でほぼ倍増しました。高齢化が進み、認知症不明者は今後さらに増加する可能性があります。認知症基本法では地域での見守り体制の整備などを自治体に求めています。以前提案をした見守りキーホルダーも有効ではありますが、他にも有効な支援があれば取り入れるべきと考えます。他自治体ではGPS装置への補助や2次元コード付きのシール等も効果を上げていると聞きますが如何でしょうか。</p>
<p>2. 福祉防災の鍵は地域コミュニティ</p> <p>2021年は福祉防災元年と言われ、以下3つの大きな制度改正がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉事業所、障害福祉サービス事業所に3年以内にBCP作成を義務付け ・福祉避難所ガイドライン改定 ・要支援者の個別避難計画作成が市区町村の努力義務化 <p>厚生労働省から介護施設・事業所向けと障害福祉サービス事業所等向けのガイドラインが示され、利用者の安全確保・サービス継続・職員の安全確保・地域への貢献など、事業者求められる役割が明確になりました。災害時避難行動要支援者支援制度については努力義務とされて、要支援者名簿の作成は実施済みでも、個別計画作成完了にはほど遠い状況ではないでしょうか。個別計画にあたっては、要支援者だけでなく支援者の命を守ることと、福祉専門職の参画を得る事が極めて重要です。これは介護・障がい事業者のBCPにも必要です。</p> <p>上記を踏まえ、以下質問します。</p>
<p>(1) 市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等避難が発令された場合などには、指定福祉避難所を開設し、福祉避難所へ直接避難して良いことになっています。また、福祉避難所の新たな方向性として、高齢者・障がい児者等の個別避難計画で、福祉避難所施設との事前マッチングを行い、福祉避難所はマッチングのできた者について、直接避難を受入れるとともに避難生活の場とすること。福祉避難所の負担軽減のため、受入れ者を限定した公示を行うこととしていますが、多摩市の状況を伺います。</p>
<p>(2) 福祉避難所への支援制度は、一般の避難所の支援に加え、介護職などの相談支援員の配置と福祉用品・医療的ケア用品も必要になります。人工呼吸器や酸素ボンベ、たん吸引器などを持って避難しなければならず、避難に使う車両や福祉避難所の予備電源が足りているかなど、綿密に計画をする必要がありますが認識を伺います。</p>
<p>(3) 災害被害を大きくする要因は社会の脆弱性と言われています。25年前と比べ75歳以上は2.5倍、単身世帯は3.2倍、障がい者の在宅数も増加傾向にあります。更に近所づきあいは減って、町内会自治会活動への参加も低下。</p>

項目別質問内容

<p>公助には限界があり、如何に自助・近助・共助の力を上げるかが災害被害を最小限にする鍵とも言われています。多摩市では(仮称)地域協創のモデル事業を進めていますが、地域の中の繋がり・顔の見える関係が地域力の向上、更には地域の防災力向上に繋がると期待して宜しいのでしょうか</p>
<p>(4) 長野県伊那市では「住民支え合いマップ作成の手引き」、倉敷市真備町では「ヘルプカード」運用ルール等を作り、みんなで逃げる・みんなで助かる！を目標に計画を進めています。病気や障がいなどで差別しない、しなやかな心をどのように育てていくか、命と尊厳を守る福祉防災の実践を進めて頂きたいですが多摩市の見解を伺います。</p>
<p>3. 教育・防災の両面から学校のバリアフリー化を</p>
<p>学校は子どもたちの学び場であり、災害時には地域住民の避難所としても利用されます。誰もが集いやすくするために一層のバリアフリー化を進めるべきです。教育現場では、障がい者と健常者が共に学ぶ「インクルーシブ教育」が注目を集めています。子どもたちが障がいのある人と一緒に過ごすことで、お互いを尊重し、思いやる心を育むことができるとされています。しかし、学校がバリアフリーでないことを理由に、親や障がいのある本人が希望しても、入学を断られたり、親の付き添いを求められるケースもあります。こうした状況は早急に改善しなければなりません。</p>
<p>公明党は6月22日、障がい者団体と共に、障がい児が安心して通えるよう、自治体への働き掛けや補助の拡充など具体策の促進を求めて、インクルーシブ教育の推進に関する要望を政府に届けました。</p>
<p>2020年のバリアフリー法改正で、公立小中学校を新築・増改築する際には多目的トイレなどの整備が義務付けられました。既存の施設に対しては、文部科学省が2021年度から費用の補助率を従来の3分の1から2分の1に引き上げ、後押ししています。</p>
<p>また、公立小中学校は9割以上が災害時の避難所に指定されていて、学校のバリアフリー化は防災面からも重要です。東日本大震災や熊本地震では、段差の存在やトイレの使いにくさが、高齢者や障がい者にとって負担になりました。災害が頻発化する中、高齢者や障がい者がためらいなく避難できる避難所の整備は喫緊の課題です。</p>
<p>上記を踏まえ以下質問します。</p>
<p>(1) 多摩市内小中学校校舎の多目的トイレの整備率と、障がい児らが在籍する全ての学校への整備を目標とするエレベーターの設置の状況を伺います。</p>
<p>(2) 国や東京都の利用できる支援策を使い、着実に整備を促進するべきですが、市の認識と今後の予定を伺います。</p>

項目別質問内容

<p>4. 水害における被災家屋認定調査の官民連携（損保会社）の推進による迅速な認定について</p>
<p>(1) 災害対策基本法第九十条の二に基づいて発行される罹災証明書について</p> <p>水害についてはハザードマップで警戒区域等が定められています。7月10日の九州豪雨では、福岡や佐賀で7人が犠牲となりました。この地域では、ハザードマップで土砂災害の「警戒区域」になっていなかった住宅にも土砂が流れ込んでいました。ハザードマップの区域指定について多摩市は再点検を行う予定はありますか。</p> <p>また、ハザードマップの「警戒区域」で水災害が起きたと想定して、罹災証明書の交付のために行う、被災認定調査の実施体制について、現在の状況を伺うとともに、多摩市では被災認定調査にどのくらいの期間を要することになるのかを伺います。</p>
<p>(2) 罹災証明書の発行での民間との連携について</p> <p>三井住友海上火災保険では、2021年から自治体向けサービスとして、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被害状況を、契約者の同意のうえ、罹災証明書発行の資料として無償提供する協定を45市町村と結びサービスを導入しています。同社によると、損害保険は調査から支払いまで最短3日で完了するとしています。また、自治体によっては発行申請も同社経由で可能としており、被災者による自治体への手続きは不要になるケースもあります。官民連携のこのような取り組みを自治体としてどう評価しますか。また、導入を検討すべきと考えますが見解を伺います。</p> <p>また、地震や暴風被害においては水害と違い、自治体と損保会社の被害の認定方法が異なっており、地震保険の損害認定基準は迅速な保険金支払いを実現するため、公的支援の要件となる罹災証明書の認定基準と比べると民間は簡素化されています。地震被害での状況共有を行うと、保険支払いの迅速性等に影響を及ぼす恐れなどの課題があります。公平性を保ちながら、地震や暴風被害でも民間の協力を得るために、認定方法について見直しができないか伺います。</p> <p>最後に、2020年、あいおいニッセイ同和損害保険は、福井市と水害時の保険調査で撮影した被災家屋の画像などを提供する覚書を交わしています。地震被害の場合、瓦屋根の一部が損壊し、雨対策としてブルーシートを張るわけですが、住民が屋根に上れない場合に屋根が壊れているかどうか確認できない時に、悪徳業者が、「隣の屋根に上って作業をしたが、お宅の屋根も少し壊れているのでブルーシートをかけましょう」と言って、後ほど高額請求をするという事案が起きています。損保会社がドローンで被害状況を調査するケースも増えており、損保会社から映像を提供してもらい、被災者に情報提供すれば、悪徳業者に騙されることがなくなると思いますが、取組ができないか伺います。</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月22日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 社会福祉法人での虐待や不正を防ぐために
- 2 障がい者が安心して地域で暮らしていくために
- 3 フリースクール等に通う不登校児童への補助金について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月22日	No. 8
	午後2時44分	

1 社会福祉法人での虐待や不正を防ぐために

先月、近隣市にある社会福祉法人の男性元副理事長（2020年末で退職）が、知的障がいのある利用者に約10年間虐待を繰り返していたことが明らかになり大きく報道されました。

報道によると、利用者の男性は元副理事長から腕をひねり上げられたり「この野郎」と怒鳴られたり平手打ちされたりするなどしていたといいます。利用者だけでなく職員もこの元副理事長から暴行や暴言パワハラを受けており、さらには過去10年間で利用者への工賃不払いが合計1億円以上あったこともわかりました（その後返還されている）。

こうした現状に耐えかねた職員や利用者家族が今まで何度も勇気をもって行政に内部告発や通報をするも、なぜか注意程度で終わってしまい、具体的な指導が何もなされず、2013年の最初の通報から虐待認定まで約7年かかったそうです。

なぜこんなことが起きたのか。行政や東京都がもっと積極的に指導に踏み切ってくれたらここまで問題が長期化深刻化しなかったのではないのでしょうか。

虐待被害者ご家族の訴えを受け、ようやく市は今年1月から特別監査を進め、東京都も7月に同法人の施設に立ち入り検査を行なったが、どう考えても対応が遅すぎです。

これだけのことをしておきながら、元副理事長は2020年末に何の処分も受けずに退職。こんなことは民間企業であれば絶対に許されないはずです。

なぜこんなことがまかり通るのでしょうか。

昨今、保育園や障害者通園施設など、一部の社会福祉法人等における利用者への虐待が相次ぎ明らかになっています。虐待・権利侵害の根絶に向けては、全ての関係者が自分ごととして受け止め、社会福祉の基本である人権の尊重を常に意識しつつ、サービス提供に取り組むことが求められます。

知的障がい等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい場合は、仮に虐待を受けたとしても、そのことを第三者に説明したり訴えたりすることができません。サービスを利用している障がい者の家族が施設に不信を感じても「いつもお世話になっている」「訴えたことで職員とギクシャクするのは」「訴えたことでここにいられなくなるのは困るので我慢してしまおう」と、思っていることを自由に言えない立場に置かれています。我が子を預けている相手に対して本音でものをいうことができる親はなかなかいないのです。

障害者福祉施設の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障がい者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待防止に取り組む必要があるのです。

ここまでひどい例は滅多に無いことだとは思いますが、このような虐待や不正は大なり小なり起こりうることでありと考えられます。

社会福祉法人の使命・役割は社会や地域への貢献であり、そのために自らの経営の透明性（説明責任）を図ることが重要です。情報開示を積極的に図っていく必要があります。経営の透明性について社会福祉法人自らがその責任を果

たすとともに、情報開示のための制度的な条件整備も必要です。

多摩市でも、同じような虐待や不正が起こりうると想定した上での対策が必要だと考えて、以下の質問をいたします。

- (1) 多摩市内にある社会福祉法人で、過去 5 年間における虐待認定はどのくらいありましたか。
- (2) どういう経過で市は虐待を把握し、どのような調査が行われて、どのような行為を虐待行為として認定しましたか。
- (3) 例に挙げたように、近隣市の法人の虐待に関しては事態を把握しながらも対応が遅れました。通報を受けたら早急にそれぞれのケースで原因究明・責任の所在・再発防止策などを明らかにする必要がありますと考えます。虐待の事実が認められた事例での再発防止策に関して、これまでの成果と今後の課題について伺います。
- (4) 通報や内部告発があった場合には、時には抜き打ちでの検査が必要と思われませんが、今まで抜き打ちでの検査などやったことはありますか。

2 障がい者が安心して地域で暮らしていくために

私が選挙期間中、市民の方からいただいた声の中で一番多かったと言ってもいいくらいご意見をいただいたのは、「障がいを持つ子がいるが、親なきあとどうしたらいいかわからない」という声でした。

障がいのある人が安心して暮らせる場所とはどこなのでしょう。

親が元気なうちは在宅で生活できますが、いつまでも親が元気でいられません。親が元気なうちに将来の生活の場を考えて行かなければなりません、いざとなると選択肢が非常に少ない。多摩市のグループホームに入りたくても数が少なく入れない。住み慣れた地域から遠く離れた場所へ行かなくてはならないとの切実な声を聞いています。

いずれにしても、本人や家族の意向が尊重される支援体制を整えていくことが重要だと考え、以下質問致します。

- (1) 重度身体・知的障がい者向けのグループホームの数が少ないとお聞きしています。近年、グループホームの利用者増加が続く中、行政として支援を行なっていく必要があると思いますが、どのような支援を考えていますか。
- (2) グループホームは近隣住民の方から、「治安が悪くなる」「犯罪が増える」「騒音に悩まされる」「なんだか怖い」などの苦情も多く、場合によっては撤退しなければならないこともあると聞きました。普通の地域社会の中で、障がいを持った人たちも普通の暮らしを実現するためにも、このようなことが起きないように「知らないがゆえの偏見」を無くさなければなりません（警視庁の統計によると障がいのある方の犯罪率は一般の犯罪率より低い）。グループホームに対するマイナスなイメージを払拭し近隣住民の理解を得るために、市としてどのような取り組みが必要だと考えていますか。

- (3) グループホーム設立にあたって物件の確保に苦労すると聞きます。大阪府では公営住宅を活用して障がい者グループホームを確保しているほか、UR賃貸住宅や民間賃貸住宅なども活用して住まいを確保しようとしているようですが、多摩市ではどのような計画がありますか。

3 フリースクール等に通う不登校児童への補助金について

子供の数が減少していますが、不登校の数は全国で24万人を超え過去最多となっています。

このうち4割ほどが家に引きこもり、6割は家庭外で相談員や専門機関などの支援を得て不登校でも教育を受けられています。引きこもりの子供が一日家にいる結果、保護者は満足に働けず経済的に苦しいご家庭も多いです。

東京都では、フリースクール等に通う児童生徒の保護者が東京都教育委員会の調査研究に協力することで、生徒1人につき月2万円の支援を受けられますが、この制度はあまり知られていないようです。

決められた学校以外の居場所として、フリースクールの数が増え利用者も増えていますが、利用者にとって費用が負担になっているという現実があります。

そこで以下の質問を致します。

- (1) フリースクール等の利用に関する支援について、経済的に困窮している家庭にとって金銭的な負担を軽減することは大切な支援の一つだと思います。1人でも多くの方にこの制度を知って欲しいと思いますが、多摩市から保護者へのお知らせなど行なっていますか。
- (2) 多摩市のフリースクールにおける現状と今後の課題についてお聞かせください。
- (3) 子供時代はあっという間に過ぎ去ってしまうので、不登校問題への対策はなるべくスピーディーに決断していく必要があります。フリースクール等の充実はもちろんですが、多くの方が期待している多摩市の不登校特例校設置に関して、どこまで計画が進んでいるか現在の状況をお聞かせください。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

- ① 多摩市にある障がい者グループホームの数 (知的・精神・身体)
- ② グループホームの今年度の空き状況、待機者数

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 しらた 満

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

1 総合計画と自治基本条例

2 第六次多摩市総合計画における子育て支援策と目指すまちな姿

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.9
	午前11時48分	

項目別質問内容

<p>1 総合計画と自治基本条例</p> <p>これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項に規定され市町村に対して総合計画の「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布されました。基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市の独自の判断に委ねられることになりました。多摩市では、地方自治法第96条第2項の規定に基づき基本構想を策定、変更または廃止するにあたっては、議会の議決をとることを定める条例を制定しました。総合計画と自治基本条例について、以下質問いたします。</p> <p>(1) 総合計画の法的な位置づけと自治基本条例における総合計画策定の位置づけについて伺います。</p> <p>(2) 総合計画の目的と課題について伺います。</p> <p>(3) 第三次以降の多摩市総合計画の計画期間における整合性と予算との連動はどのように確保されているのか伺います。</p> <p>(4) 総合計画を策定することが目的なのではなく、マネジメントサイクルPDCAをしっかりと実行されていることが大切です。第三次以降の総合計画の検証と評価はどのように行われているのか、その仕組みを伺います。</p> <p>(5) 前の総合計画をどのように総括し、新たな計画に反映しているのか伺います。</p> <p>(6) 総合計画の審議会の答申について、法的根拠はどのようになっているのか伺います。</p> <p>(7) 第五次多摩市総合計画の「70の施策の方向性」を進めた結果、その実効性はどうか伺います。</p>
<p>2 第六次多摩市総合計画における子育て支援策と目指すまちの姿</p> <p>今後の多摩市の方向性を示す第六次総合計画は、ちょうど今後の政府の子育て政策や多摩市の人口の変化などとも呼応する計画だとお聞きしますが、近隣市から大きく遅れをとっている児童発達支援センターの計画の詳細については、いまだ明らかにされておられません。現在、場所は市の複合施設の「かけはし」を候補に考えているとお聞きしますが、一年以上立ち止まってしまった不登校特例校の場所の問題もあります。子育て広場「オリーブ」ができた今としては、虐待対応や子育て相談などで、子ども家庭支援センターの充実なども急務であると考えます。また、豊ヶ丘の複合施設をはじめ、市役所本庁舎や多摩第三小学校や給食センターの建て替えもあり、様々な大規模改修も予定されています。これからの取り組みについて以下、質問いたします。</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和5年8月23日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 今年度の英語スピーキングテスト実施について
- 2 女性支援法の成立と多摩市の女性政策について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月23日	No.10
	午前11時15分	

項目別質問内容

<p>1 今年度の英語スピーキングテスト実施について</p> <p>昨年、都立高入試に英語スピーキングテスト「ESAT-J」が初めて導入されました。その内容には疑問点や問題点が多く、実施前のみならず実施後にも、有識者や保護者等から数多くの批判が寄せられています。しかし東京都教育委員会（以下「都教委」と略）は今年もほぼ同じ仕様で実施を予定しており、更に来年度からは委託する民間業者が変わるとの報道がありました。</p> <p>「ESAT-J」には入試として、公教育として、また英語教育として看過しがたい欠陥があることは、昨年2回の質問において既に指摘しております。その後の経過を踏まえ、都教委と多摩市が今年度どのような運用を考えているのかについて、以下質問いたします。</p>
<p>(1) 昨年の「ESAT-J」実施後、生徒や保護者からはさまざまな感想・意見が出されましたが、都教委は「特に問題はなかった」という態度を貫いています。都教委及び多摩市教育委員会（以下「市教委」と略）は、「ESAT-J」実施後に当事者（受験した生徒、その保護者及び家族、試験監督、教員等）に対する調査や聞き取りを行いましたか。また、当事者による以下の指摘に対してどのような見解を持っていますか。</p> <p>① 試験を前半組・後半組に分けたことによる情報漏洩の可能性</p> <p>② 音声漏れ・機器トラブル</p> <p>③ 試験結果として示されたスコアレポートの根拠が不明であること</p>
<p>(2) いわゆる「不受験者」の扱いについて伺います。昨年、やむを得ない事情で当日「ESAT-J」を受けられなかった生徒に対しては「仮の試験結果」を算定し、調査書に反映させたと聞いています。今年も同様の対応がなされるのでしょうか。</p>
<p>(3) 「ESAT-J」の出題について、中学生の授業内容と乖離した「難度の高い」内容だったという批判があります。市教委は、中学校の英語教育に比して妥当な設問内容であったと判断していますか。</p>
<p>(4) 「ESAT-J」受験にあたっては、生徒が民間業者に個人情報登録しなければなりません。試験終了後の情報の取り扱いはどのようになっていますか。</p>
<p>2 女性支援法の成立と多摩市の女性政策について</p> <p>昨年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」と略）が施行されました。国の女性政策はこれまで、売春防止法を根拠とする「婦人保護事業」が柱となっており、その考え方や制度設計が現在の社会にそぐわないことが長年課題とされてきましたが、ようやく新たな段階に入ったことに対する期待は大きいと思います。また一方、今年発表されたジェンダ</p>

項目別質問内容

一ギャップ指数では日本が146ヶ国中125位となっており、状況改善に向けてかなり積極的かつ具体的な施策の必要性を痛感します。

男女平等参画と多様性の尊重について先進的な取り組みをしてきた多摩市として、女性への支援をどのように考えているのか、以下質問します。

(1) 女性支援法が制定されたことの意義と、今後の対策について伺います。

同法においては、「都道府県及び市町村」の取り組みが大きく位置付けられていますが、東京都では現在どのような動きがありますか。

(2) 市として今後「困難な問題を抱える女性」を支えるための条例や計画を策定する考えはありますか。

(3) 市は女性センター内に相談窓口を持つだけでなく、「市のどの窓口に寄せられた相談であっても、必要に応じて所管の部署をつなぐ」という方針を表明しています。市に寄せられた「女性たちの困りごと」の内容をどのように分析し、それに基づいてどのような施策を考えるべきだと思いますか。

(4) 女性は妊娠・出産から育児にかかわるライフステージの変化を余儀なくされることに加え、非正規労働者の女性の割合が高いこと、また独居高齢女性の貧困拡大など、社会的な偏りに起因する問題が山積しています。複合的かつ深刻な困難と直面した女性を支えるために、女性センターを主管とした「多機関連携体制」を構築すべきではないでしょうか。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

① 本年度のESAT-Jの実施に関する要綱等

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2023年8月22日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

質問項目

- 1 安心な水は暮らしの基本 PFAS 汚染を考える
- 2 多摩市役所を見下ろす富士塚緑地の今後
- 3 保険証廃止はもう一度見直しを

答弁者

市長・教育長等

受付	令和5年8月22日	No. 11
	午後9時38分	

1 安心な水は暮らしの基本 PFAS 汚染を考える

東京都多摩地域では、浄水所において河川水だけでなく井戸水源を利用してきたと言われていました。PFAS(有機フッ素化合物)汚染問題が取り上げられるようになり、今は河川水中心になり、東京都水道局は2020年以降「すべての浄水所は目標値を下回った数字となっており問題ありませんのでご安心ください」とホームページにも記載されています。しかし、数年前まではどの程度の高濃度汚染の場所があったのか、水道水はどうだったのかは不明であり、東京都も調査は行っていません。

PFASは体内での残留性が高く、一度取り込まれると簡単には排泄されません。飲み水だけではなく、私たちの周りには焦げ付かないフライパンや防水スプレー、水をはじくカーペット等便利さの陰に、危険な成分も検出されるなど注意が必要です。PFASの人体への影響は、がんや胎児の発育不全等様々な問題が心配されています。経済産業省科学物質審議会に出された資料によっても半減期が90年以上となっており、これがフォーエバーケミカル(永遠の化学物質)と呼ばれるゆえんになっています。

今回、PFAS汚染の実態や、その原因、対策などについて多摩市の考えを伺います。

- (1) 2011年東日本大震災時の福島第一原発からの放射能汚染においては多摩市の水道水は金町浄水場からきていると報告され、ペットボトル配布など緊急の対策が実施されました。その後、多摩市の水道水は、どこから来ているのか、また井戸水の利用状況など、経年的な動きについてお答えください。
- (2) 多摩市内にある井戸の利用状況と汚染について伺います。
- (3) 国の暫定目標値は50ng/lですが、これはアメリカやEU基準を大幅に上回っています。東京都も家庭の蛇口の給水段階目標は50ng/lを安全基準値としています。これは大変危険だと考えます。市の見解を伺います。
- (4) 多摩地域では民間医療機関の協力で血液検査がおこなわれ、指標値を超えた数値の方も多く出ています。東京都として大規模な血中濃度の疫学調査を実施すべきではないでしょうか。市の考えを伺います。
- (5) 2010年から2012年にかけて3回にわたって横田基地内でPFAS漏出があったことを国(防衛省)も認めています。しかし、米軍からの連絡時期や状況も明確でなく、発生時には、東京都も近隣住民も全く知らされていませんでした。住民の命にもかかわることです。こうした基地内での事故を知らされない実態について、多摩市長の見解を伺います。また、市長会としても抗議すべきではないでしょうか。

2 多摩市役所を見下ろす富士塚緑地の今後

市役所の西側にある緑の小山は「富士塚緑地」とよばれるそうです。今回北側の伐採がおこなわれ、民間による開発が進められると聞いています。市役所の建替えを考えるなかで、今の敷地内では残る緑は、東側の忠魂碑付近の樹木と西北のこの富士塚緑地という状況になります。緑地の幅刈りは行われていますが、樹木の手入れや雑草の管理は行われていません。周辺から見ると、唯一の緑地であり、今後の管理のありかたが注目されています。

- (1) 北側の開発計画の内容、また急斜面地の利用計画・安全対策について市が把握されている点をお聞きします。
- (2) 市の土地である富士塚緑地の今後の維持管理計画について伺います。

3. 保険証廃止はもう一度見直しを

6月議会においても、マイナ保険証問題や来年10月に予定されている「保険証廃止」「資格確認書」について質問しました。その後、相次いで発覚した「誤登録」に続いて、多数のひも付け未登録者を生んでいることもわかりました。「協会けんぽ」だけで40万人分、その他の保険にも同様なことがおきています。政府が実施するとしていた「総点検」は、「誤登録」に関してであり、未ひも付け問題が発覚した現在、計画の見直しは当然ではないでしょうか。自治体も巻き込んだ「総点検」と、マイナンバーカードの写真撮影や資格確認書の継続手続きの困難なかたちを置き去りにする今回のやり方について以下質問します。

- (1) 国から多摩市に「総点検」と称して新たな仕事がきていると聞いています。自治体における新たな確認業務による負担やそのための財政負担は生じていないのか伺います。
- (2) 障がいをもってカード用写真の撮影がむずかしい市民、また資格確認書の継続手続きが困難な市民などについて国は具体策を示していません。マイナンバーカード強制ともいえる現在の進め方について市の考えを伺います。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 1-(1)に関する資料
- ② 1-(2)についての場所、利用状況、汚染実態に関する資料
- ③ 2-(1)開発計画、斜面地の安全対策に関する資料
- ④ 3-(1)多摩市に「総点検」として示された作業内容、実施期限